２０２４年度

関西学院大学ロースクール

Ｃ日程

一般入試（法学既修者）

開放型選抜入試（法学既修者）

刑　法　問題

《１５：３０～１６：５０》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【刑　法　問題】

次の事例を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Ｘは、住宅金融専門のＡ社の代表取締役社長であり、各種不動産会社に融資を行っていた。Ａ社は、事業用・販売用不動産の取得費用等として不動産会社Ｂ社に融資をしていたが、Ｂ社は経営不振から資金繰りが悪化し、運転資金の融資が担保割れ*を起こしていた。Ｂ社は、Ａ社以外の金融機関からの融資が受けられなくなり、Ａ社からの融資がなければ倒産に追い込まれる危機的状況に陥った。Ｂ社の代表取締役社長のＹは、同社の業務を統括していたが、倒産を避けるためにＸに対して追加融資を願い出た。Ｙは、Ｂ社の経営状況からして返済が極めて難しいことを認識しており、Ａ社としてもそのようなリスクのある融資は行ってくれないかもしれないと考えていた。

Ｘは、Ｂ社に対する上記融資が焦げ付く可能性が高いことを認識していたが、追加融資をしなければＢ社がたちまち倒産し、巨額の融資金が回収不能となることが予測されたため、追加の融資をしなければならないと考えた。Ｘとしては、Ｂ社に融資をしなければＡ社としても多大な損害を被ることから、Ａ社のためにも追加の融資をしなければならないと考えた。もっとも、Ｘは、Ｂ社に対して巨額の金員を放漫に貸し続けてきたことに対する責任が問われることも懸念しており、自らの責任の回避と保身を図りたい気持ちも強かった。

そこで、Ｘは、Ｂ社に対して追加融資を行うために、迂回融資の手順をとることにした。それにより、Ｂ社に対する融資が対外的に突出するのを避けることにした。Ｙは、Ｘの提案した迂回融資の方法であれば融資を受けられるとして、その手順に従うこととした。Ｙとしては、ＸもＡ社の利益のためにこのような迂回融資の手順をとるのだろうと考えていたが、Ｘ自身に責任回避や保身の目的があったことまでは認識していなかった。Ｘは、上記迂回融資により、Ｂ社に対して追加融資を行うことを決定し、合計３億円をＢ社に貸し付けた。

*担保割れとは、例えば、土地や建物など不動産の担保評価額が、その不動産を担保に借りたローンの残高より少なくなっている状態などを意味する。

〔設問〕

この事例におけるＸおよびＹの罪責について、論じなさい（特別法違反の点は除く。）。

2024年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【Ｃ日程：刑法】

１．出題趣旨
背任罪の基本的理解と、背任罪の共犯の成否を問うものである。Ｘの罪責においては、背任罪の成立要件に沿って適切に検討することができているかを問うている。Ｙの罪責については、借り手に対する共犯責任の成否が問われている。なお、本問は、最決平成15年2月18日刑集57巻2号161頁をもとにしつつ、変更を加えている。

２．Ｘの罪責
Ｘの罪責については、「他人のためにその事務を処理する者」といえるのか、事務処理者が、本人の利益を図る目的と同時に、自己の責任追及の回避や保身などの目的もあったような場合に、「自己若しくは第三者の利益を図……る目的」が認められるかに、特に触れてほしい。その他、背任罪の要件を適切に挙げ、その定義を示し、事例に当てはめて検討を行ってほしい。
例えば、任務違背行為の点については、そもそもどのような任務を負っており、どの点でそれに違背しているのか、どのようにして任務違背行為を判断するのか、貸付先が業績悪化したが、倒産しては巨額の融資金が回収不能になるため、貸付先の存続により、これまで注入した資金全体の回収を目指そうと、不十分な担保しかないのに貸付を行うことはそれに当たるのかといった点を、事例に即して検討してほしい。
また、「財産上の損害を加えた」点についても、背任罪における財産的損害の内容を示したうえで、本問のどのような事情から、Ａ社にとっての財産上の損害が認められるかを検討してほしい。

３．Ｙの罪責
Ｙの罪責については、借り手側が、貸し手側の背任罪の共犯になるかを検討することになる。例えば、最決平成20年5月19日刑集62巻6号1623頁は、借り手側が融資の前提となる再生スキームの提案をしており、融資を行う側が経営責任を追及される事態の発生を回避させるという利益を図る目的も有していたことを認識していた事案において、「被告人は，特別背任罪の行為主体の身分を有していないが，上記認識の下，単に本件融資の申込みをしたにとどまらず，本件融資の前提となる再生スキームをＤらに提案し，Ｇ社との債権譲渡の交渉を進めさせ，不動産鑑定士にいわば指し値で本件ゴルフ場の担保価値を大幅に水増しする不動産鑑定評価書を作らせ，本件ゴルフ場の譲渡先となるＣを新たに設立した上，Ｄらと融資の条件について協議するなど，本件融資の実現に積極的に加担したものである。このような事実からすれば，被告人はＤらの特別背任行為について共同加功したものと評価することができる」とし

て、背任罪（会社法 960 条（行為当時は商法 486 条）の特別背任罪）の共同正犯を認めている。

前掲最決平成 15 年 2 月 18 日では、「Ｅらの任務違背，Ｂ社の財産上の損害について高度の認識を有していたことに加え、Ｅらが自己及びＡ社の利益を図る目的を有していることを認識し，本件融資に応じざるを得ない状況にあることを利用しつつ，Ｂ社が迂回融資の手順を採ることに協力するなどして,本件融資の実現に加担している」として、背任罪の共同正犯を認めている。もっとも、本問では、ＹはＸの任務違背の点やＡ社の財産上の損害の点はある程度認識をしていたが、Ｘが自己の利益を図る目的を有していることは認識していなかった。他方で、迂回融資には結局協力をしている。このような場合に、同様に背任罪の共犯を認めることができるかを検討してほしい。なお、必ずしも融資における借り手の事案ではないが、最判平成 16 年 9 月 10 日刑集 58 巻 6 号 524 頁のように、背任罪の共犯を否定的なものある（差戻審たる名古屋高判平成 17 年 10 月 28 日では、背任罪の共犯が否定された）。

講評

まず、Ｘの罪責の検討においては、条文から導かれる成立要件が何かを示していない答案、要件の定義を示さないまま当てはめを行う答案が見られた。このような解答はあまり適切ではない。ほかにも解答において不十分なものがあったので指摘する。まず、成立要件が何かを適切に理解しておらず、検討が抜け落ちている答案である。例えば、事務処理者の検討がなされていない答案、背任罪における図利目的と背任罪の故意との関係を誤解している答案が見られた。そして、財産上の損害につき倒産することまで求めたうえで既遂を否定する答案、本問のような事案は一般に背任罪が問題となるところ、横領罪を認める答案、詐欺罪を認める答案も見られた。横領罪と背任罪は確かにその区別が問題となり得るが、本問のような事案ではその区別を長々と検討する必要はない。

次に、Ｙの罪責の検討においては、解説で触れた点を一切検討することなく共犯を認めた答案、共同正犯の要件を示さずに検討を行う答案（その際、身分犯と共犯の問題に触れていない答案）も見られた。形式的に解答を行うのではなく、何が問われているのかをおさえたうえでその問題に答えてほしい。

最後に、Ｂ日程の講評でも指摘されていることであるが、「罪となるべき事実」といきなり書いたうえで、「Ｘの主張」、「反論」といった形式で解答を行う答案が散見された。本問において罪となるべき事実が認められるかを検討して欲しいのであるから、検討もせずに帰結だけ書くのでは、論証として不十分に思われる。